

平成二十三年 藤崎町議会 決算特別委員会会議録（第二号）

平成二十三年十二月六日（火曜日）

出席委員（十四名）

委員長	工藤健一		
副委員長	清水孝夫		
委員	奈良完治	前田信一	
	鶴賀谷貴	奈良岡文英	
	小野稔	藤林公正	
	吉村忠男	相馬勝治	
	佐々木政美	横山哲英	
	浅利直志	野呂日出男	

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町長	平田博幸
総務課長選管事務局長併任	三上治

財 政 課 長
税 務 課 長
企 画 課 長
住 民 課 長
福 祉 課 長
農政課長農委事務局長併任
建 設 課 長
上 下 水 道 課 長
会計管理者会計課長兼務
常 盤 支 所 長
監 査 委 員
選 管 委 員 長
教 育 委 員 長
教育長職務代行者学務課長
生 涯 学 習 課 長
学校給食センター所長

幸 田 信 雄
根 岸 鉄 二
能登谷 英 彦
浅 利 勇 藏
五十嵐 晋
三 上 正 裕
対 馬 猛 清
三 浦 郁 雄
齋 藤 美津昭
笹 森 末 八
神 忠 勝
三 浦 秀 男
鈴 木 政 治
加 福 哲 三
小 杉 利 彦
對 馬 一 孝

事務局職員出席者
事 務 局 長

奈良岡 信 彦

補

佐

佐々木 克 治

審 査 日 程

議案第五十七号 平成二十二年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件

議案第五十八号 平成二十二年度藤崎町農業集落排水事業会計決算の認定を求めるの件

議案第五十九号 平成二十二年度藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの件

本日の会議に付した事件

審査日程のとおり

第二日 平成二十三年十二月六日

開 議 午前十時

【開会前に事務局長より、工藤勲農業委員会会長から所用のため欠席する旨の届け出があったことが報告される】

○委員長（工藤健一君）

ただいまの出席委員数は十四名です。定足数に達しておりますので、ただいまから決算特別委員会を開催いたします。

審査日程に従い、本日は議案第五十七号平成二十二年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件のほか二件を審査する予定であります。

各事業会計について、収入支出一括審査いたします。

それでは、議事に入ります。

議案第五十七号平成二十二年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件を議題とします。

決算の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（三浦郁雄君）

皆さん、おはようございます。

それでは、議案第五十七号平成二十二年度藤崎町水道事業会計決算の概要についてご説明いたします。

決算書の三百三十六ページをお開きください。

（一）の収益的収入及び支出についてご説明いたします。

まず、収入が総額で三億八千九百九十一万八千六百四十七円であります。内訳といたしましては、第一項営業収益が三億七千七百四十八万四千六百十五円、そのうち仮受消費税及び地方消費税が一千七百九十一万八千三百三十円であります。第二項営業外収益が四百四十三万四千三十二円、そのうち仮受消費税及び地方消費税が二万二千七百二十二円あります。

次に、支出でございますが、総額で三億四千四百六十万一千七百十八円あります。内訳といたしましては、第一項営業

費用が三億四百三十八万三千四百二十二円、そのうち仮払消費税及び地方消費税が八百十四万七千九十三円であります。第二項営業外費用が三千八百六十三万五千八百二十二円、そのうち、納付する消費税が九百五十一万一千百円で、この消費税は費用には計上されないものであります。第三項特別損失が百五十八万七千七百十四円であります。

次に、三百三十八ページをお開きください。

(二) 資本的収入及び支出についてご説明いたします。

まず、収入が総額で一千六十三万四千五十五円であります。内訳といたしましては、第一項他会計補助金が六百六十八万九千円、これは上水道の広域運営を促進するための、企業債の償還元金の経費として一般会計から繰り入れした補助金であります。第二項他会計負担金九十二万三千五百五十五円、これは消火栓設置費用として一般会計から繰り入れした負担金であります。第四項長期貸付金三百二万二千元、これは農業集落排水事業会計への貸付金の元金償還分であります。

次に、支出が総額で一億五千五百二万九千七百三十七円あります。内訳といたしましては、第一項建設改良費が百七十七万七千七百十八円で、その内訳は、消火栓新設工事が九十一万四千百円、水道メーター新規購入分が八十六万三千六百十八円あります。そのうち、仮払消費税及び地方消費税が三万五千元あります。第二項企業債償還金が一億五千三百二十五万二千十九円あります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額一億四千四百三十九万五千六百八十二円については、損益勘定留保資金などで補てんしたものであります。

三百四十六ページをお開きください。

次に、事業の概要のうち、主に業務量につきましてご説明いたします。

給水人口が前年度と比較して、百三人減の一万六千二十九人、給水戸数では、六戸増の五千三百三十戸、年間総配水量が、前年度より三千三百八十八立方メートル増の百五十二万三千六百四十四立方メートル、年間総有収水量が、前年度より一万五千六百八十四立方メートル増の百三十八万三千七百九十六立方メートルであります。

次に、三百四十九ページをお開きください。

収益及び費用についてご説明いたします。

なお、決算額につきましては、消費税及び地方消費税の額を除いたものとなっております。

まず、収益についてご説明いたします。

収益総額は三億六千三百九十七万七千七百九十五円で、前年度比〇・五%の増であります。内訳といたしましては、営業収益が三億五千九百五十六万六千四百八十五円、そのうち、給水収益が三億五千八百三十六万二千六百八十六円であります。給水収益の内訳といたしましては、水道料金が三億四千九百五十七万三千三百九十円、水道メーター使用料が九百三十万五千二百九十六円であります。その他営業収益が百二十万三千七百九十九円で、内訳といたしましては、手数料が三十三万四千元、これは新規の水道業者指定料が一件、検査手数料が百八件分であります。他会計負担金八十六万九千七百九十九円、これは消火栓の修繕等に伴う一般会計負担金であります。

次に、営業外収益が四百四十一万一千三百十円、内訳といたしましては受取利息及び配当金が九十八万五千九百八十二円、他会計補助金が二百四十八万六千円、これは上水道の広域運営を促進するための企業債の償還利子の経費として、一般会計から繰り入れした補助金であります。雑収益が九十三万九千三百二十八円、その主なものは、津軽水道企業団保守業務受託料及び官舎賃貸料であります。

三百五十ページをお開きください。

次に、費用についてご説明いたします。

費用につきましては、主にお手元に配付いたしましたこちらの平成二十二年度公営企業決算の費用に関する説明資料で説明いたします。

説明資料の一ページをお開きください。

費用総額は三億二千六百九十四万三千五百二十五円で、前年度比〇・九%の減であります。内訳といたしましては、営業

費用が二億九千六百二十三万六千三百二十九円、そのうち浄配水費が一億四千八百五十五万六千八百二十六円、主なものとしたしましては、光熱水費が四百八十八万七千五百円で、浄水場二カ所の電気料などであります。修繕料が一千百五十六万四百五十五円で、主なものとしたしましては、給水管漏水等の修繕が二百八十二万六千二百二十二円、浄水場二カ所の計器類の修繕が百六万九千五百四十八円、八年更新のための取り替え用メーター購入が三百十三万六千六百九十八円、水道メーター取り替え工事費が、箇所数が八百七十六カ所で、金額が三百二十八万二千四円などであります。委託料が二百八十万八千六百八十円、主なものとしたしましては水質検査業務委託料が百七十三万四千元、自家用電気工作物保安業務委託料が四十三万八千四百八十円、浄水場保守点検業務委託料が五十五万一千円などあります。受水費が一億二千九百二十七万九千九百六円で、これは津軽広域水道企業団からの受水費であります。総係費が五千二百七十三万五千九十七円で、主なものとしたしましては、職員給与、職員手当、福利厚生費などあります。

資料の二ページをお願いいたします。

修繕費が四百七十六万七千八百四十四円で、主なものとしたしましては、西豊田浄水場フェンス取り替え工事四百六十三万円などあります。印刷製本費が百五万三千元で、検針票や納入通知書の印刷代が主なものであります。委託料が八百四万一千九百三十三円で、主なものとしたしましては、水道メーター検針委託料が、件数が四万七千四百六十五件で、金額が三百八十四万二千四百三十三円、水道台帳作成業務委託料が二百十万円、電算機器保守業務委託料が百七十六万八千六百二十円などあります。手数料が八十九万一千八百四十七円で、口座振替手数料並びにコンビニ収納サービス手数料などあります。負担金が十三万三千二百二十円で、内訳は資料のとおりであります。有形固定資産減価償却費が九千四百九十四万四千四百六円あります。

次に、営業外費用が二千九百一十一万九千四百八十二円で、内訳としたしましては、企業債支払利息が二千八百八十五万九千四百八十二円、繰延勘定償却が二十六万円あります。

次に、特別損失の過年度損益修正損が百五十八万七千七百十四円で、内訳は、過誤による料金の過大調定分が三十万一千

九百十一円、不納欠損が百二十八万五千八百三円であります。収益から費用を差し引いた当年度純利益が三千七百三万四千二百七十円で、黒字決算となったものであります。

次に、決算書の方に戻りまして、三百五十六ページをお開きください。

企業債についてご説明いたします。

平成二十二年度末企業債残高は十三億三千二百六十六万七千五百九十一円であります。借入先別では、財務省財政融資資金が八億八千四百七十一万七千四百五十六円、地方公共団体金融機構資金が二億一千七百五十万三千七百八十七円、民間資金が二億三千四十四万六千三百四十八円であります。

以上で平成二十二年度藤崎町水道事業会計決算の概要についてのご説明を終わります。

○委員長（工藤健一君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。浅利委員。

○浅利直志委員

附属の説明資料の中の二ページです。特別損失、過誤による料金の過大調定分と、過大に調定した分がありましたということなんですけれども、これは具体的にどういう経過をたどったのでしょうか。どういう内容なのでしょうか。

○委員長（工藤健一君）

上下水道課長。

○上下水道課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。

過誤による料金の過大調定分というのは、個人個人の使用水量や料金を管理しているシステムと水道事業会計全体を管理しているシステムの二つのシステムがあるわけなんですけれども、その中において、未収金という部分が三十万一千九百十一円

合っていないという状態が、私、当時の担当の方より聞いた話では、合併した当時からその分金額が合っていない状態が昨年まで続いておりましたので、いつまでもこういう状態ではまずいという判断から、三十万一千九百十一円を過誤による料金の過大調定分として減額しております。

なお、原因は特定はできませんけれども、料金が確定後に水道料金の還付ですとか、減免などで料金に変更になる際に、料金を管理している担当の方ではちゃんと減額していたにもかかわらず、企業会計全体を管理している担当の方ではその分を事務的なミスで落とすのを忘れたとか、そういうことが想定されます。

以上です。

○委員長（工藤健一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

そうしますと、個人個人のユーザーといいますか、利用者の未納分といいますか、そういうものを足したものと、全体の機械上で、もう一つのシステムと言っはなんですか、そちらの方の足し算がずっと合併時から合わなかったんだということなんですかね。

○委員長（工藤健一君）

上下水道課長。

○上下水道課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。

そのように私も聞いております。

○委員長（工藤健一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

じゃあ具体的には、個々の利用者にですね、間違っって請求したとか、いわゆる過大に請求したとかという問題ではないんだというふうなことだと理解したんですけれども、いずれにしても、ちょっと合併してずっと七年近く、七年まではいかないでしようけれども六年ほどたっておるわけでありましてけれども、関連して、この不納欠損金がですね、四人分だというふうなことで、欠損と特別損失として落としたというふうになっておるんですけれども、同じページですね。それはどういう内訳なんでございましょうか。

○委員長（工藤健一君）

上下水道課長。

○上下水道課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。

不納欠損の四人分の内訳でございますが、まず、自己破産して免責になった方の分が百三万一千九百八十七円、残りは死亡された方で、遺族が相続放棄された方の分でございます。

以上です。

○委員長（工藤健一君）

ほかに。浅利委員。

○浅利直志委員

自己破産をしたということなわけですので、それ以上ちょっと無理なのかなと思っております。

それですね、事業報告書の中の三百四十五ページですね、この中で保存工事をしておりますというようなことで、地下式の水道メーターと地上式、地下式七百二十二個、地上式百五十四個ですから、合計でいけば八百八十個ぐらいになるのでしょうか。この地下式とですね、地上式の設定するいわゆるメーターですね。これはどういう基準で分けて、設定、取り替

えをしているのかですね。つまり旧常盤の方、常盤の地域では地下式だよと、藤崎の方は地上式だよとか、何とか、何か地上式、地下式を、メーターを設置する基準というか、取りかえていく基準といいますか、それはどういう基準でやっているんでしょうか。

○委員長（工藤健一君）

上下水道課長。

○上下水道課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。

特に基準というのはございませんが、今まで地上式のメーターを取り付けていただいている方にはそのまま地上式のメーターを取り付けております。そして今まで地下式のメーターを取り付けている方で、営業などをやられている方については、地下式から地上式へ変更しませんかというようなお願いをして、毎月の料金、メーターの使用料が違うものですから、本人にお願いをして、本人が了解を得れば、地下式から地上式へ変えております。

以上でございます。

○委員長（工藤健一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

地上式、平川市などは大分地上式なんか、雪も少ないというところを中心なのか、大分あるように聞いておるんですけども、この地上式をやっておるところはですね、どこなんですか、大体どれぐらいでどの地域をやっているんでしょうか。冬場も検針できるというメリットはあるわけですので、それをできるものなら、地上式に変えたいものだなというふうには思っておりますんですけども、どの辺を地上式のメーター、やっているんでしょうか。

○委員長（工藤健一君）

上下水道課長。

○上下水道課長（三浦郁雄君）

特別にこの地区が地上式、この地区が地下式というふうにはやってございません。

以上です。

○委員長（工藤健一君）

横山委員。

○横山哲英委員

説明資料の二ページです。手数料ですけれども、コンビニのサービス手数料、何件だかわかります。件数。

○委員長（工藤健一君）

上下水道課長。

○上下水道課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。

コンビニ収納の手数料につきましては、昨年度一年間で六千百三十三件、月当たりいたしますと、五百十一件となっております。

以上です。

○委員長（工藤健一君）

鶴賀谷委員。

○鶴賀谷 貴委員

ページ数は三百五十四ページの企業債明細書です。その中の平成十九年度の財政融資資金、平成二十年の三月二十五日の一億四千三百万円、浄水場設備改良と。これ、当年度の平成二十二年度の償還金がないってす、この理由は何なのかお聞き

いたします。

○委員長（工藤健一君）

上下水道課長。

○上下水道課長（三浦郁雄君）

据え置き期間のためでございます。

以上です。

○委員長（工藤健一君）

鶴賀谷委員。

○鶴賀谷 貴委員

何年の据え置きになっているんですか。

○委員長（工藤健一君）

上下水道課長。

○上下水道課長（三浦郁雄君）

今、手元にちょっと資料がないので、具体的に二年とか、三年とかはちょっとお答えすることができません。

○委員長（工藤健一君）

鶴賀谷委員。

○鶴賀谷 貴委員

これだけ据え置き期間のある制度の企業債を発行した。これだけなんだか、今の企業債、うちの方で借りている企業債の中で、これだけ据え置き期間を設けた融資制度だったんだが。

○委員長（工藤健一君）

上下水道課長。

○上下水道課長（三浦郁雄君）

通常の場合は建設改良等で三十年間で借入れした場合は五年間の据え置き期間とかございます。平成十九年、二十年、二十一年と、三年間国の借り換えの制度を利用して、これまで高かった利息を安い利息に借り換えしたわけなんですけれども、それについては……。 （「いい、あといい」の声あり）いいですか。すみません。

○委員長（工藤健一君）

ほかに質疑ありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数でいきますとですね、三百三十八と三百三十九にわたることなんですけれども、四条決算といたしますか、資本的収支及び支出のところですか。それで、資本的支出額に不足するこれは一億四千四百三十九万円は、主には繰越未処分利益剰余金四千八百九十七万円と、当年度損益勘定留保資金九千五百二十万円を補てんしたと。でいいんですよね。それで、ここで私、初歩的なことなのかもしれないけれども、ここで繰越未処分利益剰余金を四千八百九十七万円、これをここになぜこれ充てなきゃならないのかなというふうな疑問があるんですけれども、主には当年度損益勘定留保資金の九千五百二十万円、これを一億四千万円近くを充てるというふうにしなくて、未処分利益剰余金四千八百九十七万円をここに充てたという理由はどこに、これ、会計上のルールか何かあるんですか、それともあるいは認められていることのうちなのか。端的に言えば、損益繰越未処分利益剰余金ですから、これをなぜ充てたのかということをお聞きしたいんですけれども。

○委員長（工藤健一君）

上下水道課長。

○上下水道課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。

不足する額一億四千四百三十九万円余りを補てんするために、当年度損益勘定留保資金九千五百二十万四千円余りでは、すべて補てんできるものでございませぬので、このほか消費税などを加えても、その一億四千幾らの不足する額まで達しませぬので、充てたということです。

以上です。

○委員長（工藤健一君）

ほかに質疑ありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

そうしますと、この九千五百二十万円の積算の根拠はどの辺を、減価償却費を基にして出しているということですか。その辺、九千五百二十万円の根拠をお示してください。

○委員長（工藤健一君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前十時二十九分

再 開 午前十時三十分

○委員長（工藤健一君）

休憩を取り消し会議を再開いたします。

上下水道課長。

○上下水道課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。

九千五百二十万四千四百六円の内訳は、減価償却費が九千四百九十四万四千四百六円、それと説明資料の二ページの下

方にあります繰り延べ勘定償却の開発費償却が二十六万円、合わせて九千五百二十万四千四百六円になります。

以上です。

○委員長（工藤健一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

少しは理解できたんですけれども、ただ、繰り越した未処分利益剰余金も充てなきゃ、四千八百九十七万円、五千万円近いものですよね。こういうふうに毎年やっていると水道料金や公料金を比較的高い料金を利用者が負担していて、利益は出ているけれども、これの補てんをするといういわゆる四条決算の方に補てんしてしまうということが続きますとですね、結局利息分だとか、いわゆる過年度において建設投資をした利息分だとかの一般会計からの繰り出しが少ないというふうなことが考えられますけれども、その辺はどうなのでしょう。少ないことがこういう結果を生んでいるんじゃないかなというふうに、私は思うんですけれども、その辺はどういう会計だと認識していらっしゃるのでしょうか。

○委員長（工藤健一君）

上下水道課長。

○上下水道課長（三浦郁雄君）

一昨年までは、合併時から引き継いできた引き継ぎ金というものがございまして、それを補てん財源として使用していたわけですが、この引き継ぎ金が平成二十一年度で全くなくなったということで、二十二年度からは補てん財源に不足する分をこういうふうな形で使っております。

以上です。

○委員長（工藤健一君）

ほかに質疑ありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

いや、結果的にそうなったというのはわかるんですよ。わかるんですけども、私は指摘したいのは、いわゆる二十二年度ということに限らないのかもしれないかもしれません。これからのことですが、建設投資をして、そして今年度は払ったのはないんだというようなあれなんですけれども、そういう払った、いわゆる過去における設備投資のために払った利息などはですね、原則的には一般会計から補てんされるものなんですか、どうかということをお聞きしたいと思います。

言っている意味がわからない。財政課長でも結構でございます。

○委員長（工藤健一君）

財政課長。

○財政課長（幸田信雄君）

水道会計の繰出金の基準というものがあまして、基準に関するものについては繰り出ししております。ただ、その料金収入で賄うべきものも当然あるわけですから、すべてが一般会計で補てんするという事にはならないと思いますけれども。以上です。

○委員長（工藤健一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

いや、私が、すべてが一般会計で賄うとかということをお聞いているんじゃないかと、過去における建設投資をしているわけでしょう。そして償還をしていくわけでしょう。そのときの利息というのは、一般会計の補てんの一般会計で補てんする基準に入りますかどうかということをお聞いているんです。

○委員長（工藤健一君）

財政課長。

○財政課長（幸田信雄君）

水道事業に関しては、広域化とですね、水源開発分については繰り出し基準がありますので、基準どおりに出してあります。

以上です。

○委員長（工藤健一君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤健一君）

異議なしと認めます。よって、議案第五十七号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第五十八号平成二十二年度藤崎町農業集落排水事業会計決算の認定を求めるの件を議題とします。

決算の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（三浦郁雄君）

それでは、議案第五十八号平成二十二年度藤崎町農業集落排水事業会計決算の概要につきましてご説明いたします。

決算書の三百六十四ページをお開きください。

収益的収入及び支出について、ご説明いたします。

まず、収入が、総額で二億六千四百十五万二千六百三十八円であります。内訳といたしましては、第一項営業収益が一億一千五百二十四万七千四百七十七円、そのうち仮受消費税及び地方消費税が四百三十八万一千二百二十五円であります。

第二項営業外収益が一億四千八百九十一万一千八百九十一円であります。

次に、支出でございますが、総額で二億五千七百七十三万六千八百八十二円あります。内訳といたしましては、第一項営業

費用が一億八千六十八万八千七百七十四円、そのうち、仮払消費税及び地方消費税が二百五十六万五千五百三十四円であります。第二項営業外費用が七千六百三十七万九千四百八十八円、そのうち、納付する消費税が百七十一万七千五百円、この消費税は費用には計上されないものであります。第三項特別損失が六十六万二千四百二十円であります。第四項予備費流用が八十一万九千九百四十二円で、内訳は管渠費の修繕費に十四万五千五百八十五円、処理場の修繕費に六十七万四千三百五十七円支出しております。

三百六十六ページをお開きください。

次に、(二) 資本的収入及び支出についてご説明いたします。

まず、収入が総額で六千八百二十一万五千円であります。内訳といたしましては、第一項企業債が三千九百万円、第二項出資金が二千九百二十一万五千円、これは企業債の償還元金の経費として一般会計から出資金として繰り入れしたものであります。

次に、支出が、総額で一億六千五十九万四千六百七十七円であります。内訳といたしましては、第一項建設改良費が百四十九万七千三百円で、常盤地区処理場機能評価事業にかかわる調査計画業務委託料であります。第二項企業債償還金が一億五千六百七万五千三百七十七円あります。第三項他会計借入金償還金三百二万二千元、これは水道事業会計から借り入れた資金の元金償還分であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額九千二百三十七万九千六百七十七円については、損益勘定留保資金などで補てんしたものであります。

三百七十二ページをお開きください。

次に、事業の概況のうち、主に総括事項につきまして、ご説明いたします。

まず、加入状況ですが、加入戸数は一千七百六十戸で、世帯全体の加入率は六五・五％であります。年間総排出量が前年度より一万六千六百七十六立方メートル増の四十七万六千六百八十九立方メートルとなりました。

次に、三百七十五ページをお開きください。

収益及び費用についてご説明いたします。

まず、収益についてご説明いたします。

収益総額は二億五千九百七十七万一千四百十三円で、前年度比一三・二%の増であります。内訳といたしましては、営業収益が一億一千八十五万九千五百二十二円、そのうち使用料が八千七百六十二万四千五百二十二円、雨水処理負担金が二千三百十二万一千円、これは雨水処理経費として一般会計から繰り入れしたものであります。その他営業収益が十一万四千元、これは検査手数料であります。

次に、営業外収益が一億四千八百九十一万一千八百九十一円、内訳といたしましては、他会計補助金が一億四千八百八十八万五千元、これは一般会計から繰り入れした補助金であります。

雑収益が二万六千八百九十一円であります。

次に、費用についてご説明いたします。

費用につきましては、お手元に配付してあります費用に関する説明資料でご説明いたします。

説明資料の三ページをお開きください。

費用総額は二億五千三百四十四万七千六百四十八円で、前年度比八・二%の減であります。内訳といたしましては、営業費用が一億七千八百十二万三千二百四十円、そのうち、管渠費が一千六十一万三千二百八十八円で、主なものといたしましては、光熱水費が二百五十五万九千十六円で、マンホールポンプ場の電気料であります。委託料が五百九万九千二百六十八円、主なものといたしましては、マンホールポンプ及び配電盤の点検業務委託料が百九十万七千四百円、汚水管清掃業務委託料が、延長が三千七百五十七メートルで、金額は百六十五万円、マンホールポンプ場維持管理業務委託料が三十三カ所分で百二十四万一千八百六十八円などであります。修繕費が二百四万四千二百七十二円で、道路改良工事に伴うマンホールの高さ調整工事や、ポンプの修繕、制御盤の修繕などあります。処理場費が三千九百二十四万五千五十八円、主なものとい

たしましては、光熱水費が百二十一万四千二百九十円、これは処理場七カ所の水道料、電気料であります。委託料が一千四百四十万七千九百二十円、主なものといたしましては、処理施設維持管理業務委託料が、処理場七カ所分で一千二百五十一万七千円、処理場の水質検査業務委託料が百十万四千円などであります。手数料が六百八十六万三千九百三十三円で、主なものといたしましては、町内各処理場から常盤処理場への汚泥収集運搬手数料が三百三十四万七千五百五十二円、常盤処理場から、処分を依頼している十和田市までの脱水汚泥運搬処分手数料が三百二十六万円、汚泥肥料製造手数料が十四万九千三百八十一円などであります。修繕費が二百七十万四千五百五十円で、処理場別では、常盤処理場が修繕費百四万九千七百五十円、中島処理場が六十八万六千三百円、水木処理場が四十一万六千円などとなっております。動力費が一千百九十一万四百六十一円、これは処理場の動力電力料であります。

資料の四ページをお開きください。

総係費が二千五百五十二万四千四百八十五円で、主なものといたしましては、職員給与、職員手当、法定福利費などあります。委託料三十七万三千四百四十八円は、電算機器保守業務委託料であります。負担金が百二十七万八千四百七十七円で、主なものといたしましては、板柳町へ支払う飯田林崎処理施設維持管理負託金が百二十五万四千七百七十七円などあります。

減価償却費が一億二百七十四万四千九百九円あります。

次に、営業外費用が七千四百六十六万一千九百八十八円で、内訳といたしましては、企業債支払利息が七千三百八十三万八千九百九十三円あります。長期借入金利息が八十二万二千四百十五円、これは水道事業会計から借り入れた借入金利息であります。水洗便所改造資金利息が利子補給で四人分五百八十円あります。

次に、特別損失の過年度損益修正損が六十六万二千四百二十円で、内訳は過誤による料金の過大調定分が十万八百六十六円、不能欠損が五十六万一千五百五十四円あります。

収益から費用を差し引いた当年度純利益が六百三十二万三千七百六十五円で、黒字決算となったものであります。

次に、決算書の三百八十二ページをお開きください。

企業債についてご説明いたします。

平成二十二年度末企業債残高は、三十二億五千七百五十三万九千二百七十六円であります。借入先別では、財政融資資金が二十八億九千九百二十五万六千四百八十五円、金融機構資金が三千二百九十三万百十七円、民間資金が三億二千五百三十五万二千六百七十四円であります。

以上で平成二十二年度藤崎町農業集落排水事業会計決算の概要についての説明を終わらせていただきます。

○委員長（工藤健一君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。浅利委員。

○浅利直志委員

附属の説明資料といいますか、その中の三ページですね。三ページに、処理場費、この中で光熱水費で処理場電気料七カ所で七十三万五千七百三十円と。一カ所でいけば十万円ぐらいというふうなことなんですけれども、下の方のこの動力費という、本体を動かすための処理場の動力、電力料一千百九十一万円、一千二百万円近いということなので、これはあれですか、お聞きしたいのは、上の方の光熱水費というのは、早い話が事務室だとか、その辺の関係のやつが十何ぼと、七十三万何ぼという意味なんですか。それで、下の方の動力費というのは、処理場の本体そのものの七カ所で一千百九十一万円だというふうなことに理解すればいいんでしょうか。

○委員長（工藤健一君）

上下水道課長。

○上下水道課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。

ただいま浅利委員のおっしゃったとおりでございます。

以上です。

○委員長（工藤健一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

では、処理場で動力料、動かすための電力で一千二百万円近くかかっているんですけども、一番かかっているところはどこなんですか。常盤の処理場なんですか。その辺はどういうふうにキャッチして、どれぐらい使われているものなんですか。

もう一点は、そうすれば、電力をメーターというか、それは二系列でやって、二つ別々にわかるようになっているから、こういう分離して電力料が出てきているということなんですか。二点についてお聞きいたします。

○委員長（工藤健一君）

上下水道課長。

○上下水道課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。

まず、動力費の処理場ごとの使用料というご質問ですが、電力の方からの請求書が中野目地区と中島地区の浄化センターについては、個別に毎月請求が来るわけですけども、常盤地区の処理場につきましては、まとめて請求が来ているため、個々の処理場の電力料については、常盤地区については資料をつくっておりません。常盤地区全体で幾らというふうに請求が来ているものですから。

それからもう一点目の一般の電気と動力等は分かれているのかということですが、それは分かれています。

以上です。

○委員長（工藤健一君）

ほかに質疑ありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

常盤地区の処理場はまとめて来ますというのは、月ごとに常盤地区にある処理場の分をまとめて来るということなんですか。

○委員長（工藤健一君）

上下水道課長。

○上下水道課長（三浦郁雄君）

そのとおりでございます。何月分処理場動力費常盤地区分というふうに請求が毎月来ております。

以上です。

○委員長（工藤健一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

それも一つの方法かもしれませんが、個々的には同じ電源からそれだけ分かれてきているわけないんですから、常盤は何ぼ、水木は幾ら、福館は幾らという分離分割の内訳をきちんと示して、請求もしていただくというふうにするべきではないでしょうか。

○委員長（工藤健一君）

上下水道課長。

○上下水道課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。

今後はそのようにしていきたいと思います。

以上です。

○委員長（工藤健一君）

ほかに質疑ありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

先ほども水道事業会計のところでも質問いたしましたけれども、最後の三条予算のところですね、三条でない、四条、資本的収支にかかわるところで、それで、この農業集落排水についてもですね、例えば営業外費用ってありますよね。企業債の利息、これは事業をやっているんで、七千三百八十三万円、営業外費用としてですね、企業債利息を支払っていると。そのうちですね、企業債については、幾らですか、企業債の利息分の支払いについてもですね、これも一般会計からの繰入基準で七千三百八十三万円のうち、どれぐらいこれ補てんされているものなんでしょうか。その点についてはどうでしょうか。

○委員長（工藤健一君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前十時五十四分

再 開 午前十時五十五分

○委員長（工藤健一君）

休憩を取り消し会議を再開いたします。

上下水道課長。

○上下水道課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。

支払い利息分につきましては、雨水処理負担金の方で九百七十三万一千円繰り入れしております。また、三条の補助金の方でも支払利息分に対しては五千四百二万六千二百十円繰り入れしております。

以上です。

○委員長（工藤健一君）

ほかに質疑ありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

基本は企業会計ですんで、いずれにしても利用者の水道料やあるいは下水の使用料といいますか、そういうのと、それから一般会計からの基準内の補てんといいますか、支出、一般会計からの、他会計からの繰入金といいますか、こういうので賄っていくんだと思っておるんですけれども、それで、下水道の方についてはですね、そういう利息分についてもですね、十分賄っている、十分というか、足りない分を補てんしているわけですので、水道会計に戻れというようなことを私は言いませんけれども、そういう点でですね、水道会計についてもぜひ考えて、利息支払い分についても考えていただきたいということを取りあえずは要望しておきます。

それで、具体的にですね、最後の質問ですけれども、ページ数でいきますと、三百七十三ページでございます。

この主要契約の要旨というのがございます。それで、常盤地区の処理施設の維持管理業務委託費、年間で一千十六万円、契約金額で契約したという主要契約の要旨が説明されておるんですけれども、これを決めるのはですね、入札で決めているんだと思っておりますけれども、これ、具体的には何社ぐらいの指名競争入札でやったのかということと、維持管理業務そのものの内容をですね、説明していただきたいと思います。

○委員長（工藤健一君）

上下水道課長。

○上下水道課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。

指名競争入札で実施しておりますが、何社でやったかはちょっと記憶にございません。

それと、維持管理業務の内容ということですが、まず、常盤地区処理施設の維持管理業務の内容についてですが、一番外の施設と違う、常盤地区の中ででもですね、特に常盤の処理場は他の施設と違いまして、汚泥脱水機というのがございます。そしてまた、各町内の処理場から汚泥を運搬してくるために、まず、土日以外常駐して、維持管理を行っているというような状況であります。そのほかの例えば常盤地区には、福富処理場、久井名館処理場、榊処理場、常盤処理場の四カ所入っているわけですが、そのほかの地区につきましても、維持管理のための定期巡回は一週間に一回以上、管路施設にあっては一カ月に一回以上とすると。そして受託者は管理日報を作成し、委託者に報告すると。また、維持管理していく上で、故障または異常に伴う処理等があった場合は、速やかに対応するということとですね、あと、処理場の水質管理についてですが、水質状況を常に確認して、基準に合うような水質管理を行わなければならないというようなことを定めております。

以上でございます。

○委員長（工藤健一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

聞こうと思った大きな原因は、藤崎地区が早い話が四百二十何万円で、常盤地区が一千万円になっているわけですよ。そういうのはそうすれば、常盤の地区の小学校の隣にあるクボタさんの隣にあるといいますか、その処理場にはいわゆる弘前浄化槽センターさんで常駐しているということなんですね。人も含めて水質検査の人というか、スタッフも含めてですね、土日以外、何人常駐していらっしゃるんですか。

○委員長（工藤健一君）

上下水道課長。

○上下水道課長（三浦郁雄君）

通常最低一人は常駐しております。そして、今水質検査と言いましたが、水質管理でございます。

○委員長（工藤健一君）

これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤健一君）

異議なしと認めます。よって、議案第五十八号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第五十九号平成二十二年度藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの件を議題とします。

決算の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（三浦郁雄君）

それでは、議案第五十九号平成二十二年度藤崎町下水道事業会計決算の概要につきましてご説明いたします。

決算書の三百九十ページをお開きください。

（一）収益的収入及び支出についてご説明いたします。

まず、収入が総額で二億二千七百十二万三千三百八十円であります。内訳といたしましては、第一項営業収益が一億八百五十五万百九十七円、そのうち仮受消費税及び地方消費税が四百三十九万二千七百六十九円であります。

第二項営業外収益が一億一千八百五十七万三千百八十三円であります。

次に、支出でございますが、総額で二億一千二百四十八万三千八百二十九円であります。内訳といたしましては、第一項営業費用が一億三千五百四十万七千四百九十五円、そのうち、仮払消費税及び地方消費税が二百十四万百五十八円でありま

す。第二項営業外費用が七千七百七万五千百七十九円、そのうち、納付する消費税が二百二万一千円、この消費税は費用には計上されないものであります。第三項特別損失が一千百五十五円であります。

三百九十二ページをお開きください。

次に、(二) 資本的収入及び支出についてご説明いたします。

まず、収入が総額で一億一千四百二十七万二千元であります。内訳といたしましては、第一項企業債が九千四百三十万円。第二項出資金が一千九百九十七万二千元、これは企業債の償還元金の経費として一般会計から出資金として繰り入れしたものであります。

次に、支出が総額で二億一千二百二十二万七千三百三十三円であります。内訳といたしましては、第一項建設改良費が四百八十六万円、そのうち仮払消費税及び地方消費税が二十三万一千四百二十八円、これは岩木川流域下水道関連市町村の建設事業負担金であります。第二項企業債償還金が二億七百三十六万七千三百三十三円あります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額九千七百九十五万五千三百三十三円については、損益勘定留保資金などで補てんしたものであります。

三百九十八ページをお開きください。

次に、事業の概況のうち、主に三の業務量につきまして、ご説明いたします。

加入状況ですが、加入戸数が一千九百二十八戸で、加入率は世帯全体の七〇・一％であります。年間総排水量が五十三万二千二十八立方メートルであります。

四百ページをお開きください。

収益及び費用についてご説明いたします。

まず、収益についてご説明いたします。

収益総額は、二億二千二百七十三万六百十一円で、前年度比三・一％の減であります。内訳といたしましては、営業収益

が一億四百十五万七千四百二十八円、そのうち、使用料が八千五百五十三万八千九百五十一円。雨水処理負担金が一千五百八十三万七千円、これは雨水処理経費として一般会計から繰り入れしたものであります。その他営業収益が二百七十八万一千四百七十七円で、内訳は手数料が四十六万五千円、これは排水設備業者の指定手数料及び検査手数料であります。雑収益が二百三十一万六千四百七十七円、これは平成二十一年度岩木川流域下水道関連市町村維持管理負担金の精算還付金であります。

次に、営業外収益が一億一千八百五十七万三千百八十三円、内訳といたしましては、他会計補助金が一億一千八百五十七万三千円、これは一般会計から繰り入れした補助金であります。雑収益が百八十三円であります。

次に、費用についてご説明いたします。費用につきましては、お手元に配付しております費用に関する資料でご説明いたします。

説明資料の五ページをお開きください。

費用総額は二億八百三十二万二千六百七十一円で、前年度比二・三%の減であります。内訳といたしましては、営業費用が一億三千三百二十六万七千三百三十七円、そのうち管渠費が六百七十万七千九百七十九円、主なものといたしましては委託料が三百九十二万九百九十二円、委託料の主なものといたしましては、污水管清掃業務委託料が、延長が五千四百四十二メートルで、金額は二百十万円、マンホールポンプ場及び配電盤十五カ所の点検業務委託料が八十六万七千円、マンホールポンプ場の維持管理業務委託料が五十四万一千百三十四円などであります。修繕費が百四十万五千円、内訳は、道路改良工事に伴うマンホールの高さ調整工事、マンホールの修繕、マンホール内のポンプの修繕であります。

総係費が四千三百二十四万一千二百九十一円で、主なものといたしましては、職員給与、職員手当、法定福利費などあります。また、負担金が三千五百二十五万八千二百八十円、主なものといたしましては、岩木川流域下水道維持管理関連市町村負担金が三千五百十八万一千六百十円などあります。

資料の六ページをお願いいたします。

減価償却費が八千三百三十一万八千六十七円であります。

次に、営業外費用が、七千五百五万四千百七十九円で、全額が企業債支払利息で、内訳は資料のとおりであります。特別損失の過年度損益修正損が一千百五十五円で、不納欠損処理分であります。

収益から費用を差し引いた当年度純利益が一千四百四十万七千九百四十円で、黒字決算となったものであります。

次に、決算書に戻りまして、四百十ページをお開きください。

次に、企業債についてご説明いたします。

平成二十二年度末企業債残高は、三十二億九千四百九十三万三千七百六十五円であります。

借入先別では、財政融資資金が十九億一千八十六万七千九十九円、金融機構資金が二億二千五百六十九万九千四百三十七円、簡易保険資金が二億八千三百八十一万四千二百二十九円、民間資金が八億七千四百五十五万三千円あります。

以上で、平成二十二年度藤崎町下水道事業会計決算の概要についての説明を終わらせていただきます。

○委員長（工藤健一君）

説明が終わりました。これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

（「一ついいですか、委員長」と呼ぶものあり）質疑を許します。奈良委員。

○奈良完治委員

すみません。慣れないもので。一つだけお聞きしたいんですけれども、四百ページの収益の方のこの雨水処理負担金という、このちょっと意味を教えてくださいなんですけれども。

○委員長（工藤健一君）

上下水道課長。

○上下水道課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。

雨水処理負担金につきましては、農業集落排水事業と公共下水道事業、どちらにもあるんですけれども、下水道の管路を設置する際にですね、あわせて雨水を処理するための側溝等の整備も、この農業集落排水事業ですとか、下水道事業の起債を利用して、側溝の整備も行っております。その分についての繰り入れということでございます。

以上です。

○委員長（工藤健一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

一人に認めたので、二人目もよろしいでしょう。

一項目についてだけ。水洗化率を上げるという、その取り組みをしていかなければならないということにはですね、変わりはないと思うんです。努力、かなりまた、ある程度の段階に来ているのでですね、浄化槽ですずっとやっている人も実際はあるわけですから。それで、水洗化トイレの補助制度というかね。つまり集落排水でいけば、やってから一年以内とか、これほとんど借り入れ実態もないし、全然機能していない状態に現在は陥っているのかなというふうに思っているのですけれども、現状とですね、これから具体的に下水道も含めて、もうちょっと弾力的に補助をですね、受けやすいような、そういう仕組みというのを考えていかなければならないのかなというふうに思っておりますけれども、この水洗化トイレについてですね、補助の現状、それから今後のですね、もうちょっとサービスして、弾力的にやるという方法はないのかどうか、その辺、検討していらっしゃるのかどうか、その点についてお聞きいたします。

○委員長（工藤健一君）

上下水道課長。

○上下水道課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。

借入金の件ですけれども、平成二十二年度は二名の方が借り入れをしております。また、平成二十三年度、今年度につきましては、一名の方が今申し込みをして、金融機関から許可がおりた段階であります。

この制度について、今後改善していくことはないのかというご質問ですけれども、その辺については、理事者ともよく相談して検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（工藤健一君）

これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤健一君）

異議なしと認めます。よって、議案第五十九号は認定すべきものと決定いたしました。

以上をもって決算特別委員会に付託されました案件の審査はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。今まで議決いたしました本決算に対する決算特別委員会の報告書については、副委員長と本職にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤健一君）

異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の報告書は、副委員長と本職に一任されることに決定いたしました。

二日間にわたり慎重なご審査をいただき大変ご苦労さまでございます。

これをもって決算特別委員会を閉会いたします。

閉 会 午前十一時十七分

委員会条例第二十九条の規定により署名する。

臨時委員長 野 呂 日出男

委員長 工 藤 健 一